

東京都エコ農産物認証実施細則

制定 平成 25 年 4 月 1 日 25 産労農安第 3 号
一部改正 平成 27 年 3 月 31 日 26 産労農安第 1 2 3 0 号

第 1 目 的

この実施細則は、東京都エコ農産物認証要綱（平成 25 年 4 月 1 日付 25 産労農安第 1 号。以下「要綱」という。）及び東京都エコ農産物認証要領（平成 25 年 4 月 1 日付 25 産労農安第 2 号。以下「要領」という。）による東京都エコ農産物の認証に関する事務について必要な事項を定めるものとする。

第 2 化学肥料の使用量の基準

- 1 化学肥料の使用量の基準は、窒素成分について定める。
- 2 化学肥料と有機質肥料を配合した肥料において、化学肥料由来の窒素成分の割合が不明確なものを使用した場合、施肥した窒素量は、すべてが化学肥料によるものとみなす。
- 3 窒素成分以外の肥料成分についても、使用量をできる限り削減することとする。ただし、化学合成農薬及び化学肥料不使用の認証にあっては、窒素成分以外の化学肥料も使用しないこととする。

第 3 使用を控える農薬

農薬の使用に当たっては、東京都病虫害防除指針に掲載されている農薬を使用することを基本とする。また、毒物に該当する農薬、水質汚濁性農薬、吸引毒性の強い農薬及び臭いの強い農薬の使用は控えることとする。

第 4 認証に係る事務

- 1 認証に係る各種手続きについては、区部及び多摩地域にあっては農業振興事務所が、島しょ地域にあってはその地域を管轄する支庁が行う。
- 2 要綱第 5 に定める認証委員会に係る事務は、農業振興事務所が行う。
- 3 要領第 4 の 3 に定める団体申請管理者は、団体申請の構成者について、次の事項を行う。
 - (1) 認証申請、認証の変更、実績報告のとりまとめと都への提出
 - (2) 提出書類の記載もれなどの確認

第 5 認証内容の公表

- 1 要領第 6 の 2 による認証の公表については、次の事項について東京都のホームページで行う。
 - (1) 認証生産者の氏名
 - (2) 認証農産物の名称
 - (3) 化学合成農薬の使用回数及び化学肥料の使用量についての削減割合

- (4) 収穫時期又は販売時期
- (5) 販売先又は販売場所
- (6) その他必要な事項

2 都は、東京都エコ農産物認証制度を周知するため、1の公表内容を農業協同組合及び区市町村に対して情報提供する。

第6 安全確認者

要領第5の1に定める安全確認者は、次の事項を実施することにより、認証生産者が認証基準に適合した栽培を行っているかを確認する。

なお、安全確認者は、確認内容の信頼性を高める上から、農業関係団体等の当該地域の農業に精通し、技術的な指導が可能な者を選任する。

- (1) 認証の申請を受理した生産者について、都職員とともに別紙調査様式1によりほ場の調査を行う。
- (2) 残留農薬調査のための検体の採取、収集及び肥飼料検査センターへの搬送を行う。また、認証生産者から提出された生産履歴(別紙調査様式2)を確認し、検体と併せて提出する。
- (3) 必要に応じ、認証生産者の栽培管理等について指導を行う。

第7 認証生産者の責務

- 1 認証マークの使用に当たっては、別に定める東京都エコ農産物認証マーク使用規程に基づき、適正な使用に努めなければならない。
- 2 認証生産者は、認証農産物の栽培から販売までの全過程を通じて、適正な管理に努めなければならない。
- 3 認証農産物を栽培するほ場やそれに近接するほ場で農薬を散布する際は、認証農産物に対する意図しない農薬の付着を防止するため、農薬飛散を防止する手段を講じなければならない。
- 4 認証農産物は、認証されていない農産物が混入することがないように、十分に注意して管理する。
- 5 茶においては、アミノ酸、着色料など、添加物を使用することはできない。

第8 生産履歴の記帳

認証生産者は生産履歴に、栽培作業の内容及び作業日、収穫日及び収穫量、出荷日及び出荷量、肥料の施用日及び施用量、農薬の使用日及び使用倍率並びに使用量を記録することとする。

また、購入種子については、購入後の種子消毒の使用回数を記載し、購入苗については、購入する以前に苗の養成に使用された農薬の有効成分の種類及び種類ごとの使用回数を記載することとする。

第9 栽培管理状況等の確認

- 1 都は、認証農産物について、以下の各項により確認する。

(1) 栽培管理状況等の確認

認証農産物の化学合成農薬の使用回数並びに化学肥料使用量の削減技術の導入状況、栽培管理状況、出荷状況及び販売状況を別紙調査様式3によって調査し確認する。

(2) 化学合成農薬及び化学肥料の使用状況の確認

生産履歴から化学合成農薬の使用回数及び化学肥料の使用量を確認する。

(3) 「茶」に関する調査及び確認

上記の他、「茶」については、乾燥調整状況について別紙調査様式4により調査するとともに、認証生産者から乾燥調整記録簿の提示を受けて内容を確認する。

- 2 確認の結果、栽培状況等が認証基準に適合していない場合には、都は、安全確認者および認証生産者に対し、注意を促すとともに、安全確認者と協力して適正化に向けた個別重点的な指導を実施する。

第10 残留農薬調査

- 1 都は、要領第11の1に規定する農薬の残留状況の調査について、その結果を農林水産部ホームページに公表する。
- 2 認証生産者は、要領第11の2に規定する残留農薬調査を行う検体の生産履歴を別紙調査様式2により安全確認者に提出する。
- 3 都は調査の結果、食品衛生法に基づく基準値を超過する残留農薬が検出された場合、直ちに安全確認者に通知するとともに協力して、別紙調査様式5により当該農家での実地調査を行い、原因の究明と再発防止に向けた指導を実施し、その結果を1と併せて公表する。さらに安全確認者と協力して適正化に向けた個別重点的な指導を実施する。

第11 認証を申請する生産者及び認証生産者に対する確認及び指導

- 1 区部及び多摩地域にあつては農業振興事務所、島しょ地域にあつては支庁及び島しょ農林水産総合センターの職員は、認証を申請した生産者及び申請した農産物を栽培しようとするほ場の確認を行うとともに、土づくりと化学合成農薬及び化学肥料の使用を削減させる効果の高い技術の指導等、申請に必要な助言及び指導を行う。
- 2 1の職員は、認証生産者に対して、適正な農産物の収穫量を確保するため、必要に応じて土壌診断等を行い、栽培指導を行う。
- 3 都は、農薬・化学肥料についての知識を有する者を講師とする、農薬・化学肥料の適正使用についての講習会等を適宜開催し、認証生産者は積極的に参加するものとする。

第12 認証の取り消し等

栽培状況等が認証基準に適合していない場合及び農薬残留調査の結果、食品衛生法に基づく基準値を超過する残留農薬が検出された場合における再発防止に

向けた個別重点的な指導を実施したにもかかわらず、改善が認められないと判断された場合には、認証委員会に審査を依頼し、審査結果に基づき認証を取り消すものとする。

第13 その他

この実施細則に定めるもののほか、東京都エコ農産物の認証に必要な事項は別に定める。

附 則

この実施細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この実施細則は、平成27年4月1日から施行する。

平成 年 東京都エコ農産物認証申請ほ場調査票

申請者名	
申請ほ場に隣接するほ場の有無等	<p>申請ほ場</p> <hr/> <p>隣接ほ場 なし あり</p> <p>隣接ほ場からの農薬飛散の可能性（隣接ほ場がある場合）</p> <p>なし</p> <p>あり：飛散防止対策</p> <hr/>
	<p>申請ほ場</p> <hr/> <p>隣接ほ場 なし あり</p> <p>隣接ほ場からの農薬飛散の可能性（隣接ほ場がある場合）</p> <p>なし</p> <p>あり：飛散防止対策</p> <hr/>
	<p>申請ほ場</p> <hr/> <p>隣接ほ場 なし あり</p> <p>隣接ほ場からの農薬飛散の可能性（隣接ほ場がある場合）</p> <p>なし</p> <p>あり：飛散防止対策</p> <hr/>
	<p>申請ほ場</p> <hr/> <p>隣接ほ場 なし あり</p> <p>隣接ほ場からの農薬飛散の可能性（隣接ほ場がある場合）</p> <p>なし</p> <p>あり：飛散防止対策</p> <hr/>
	<p>申請ほ場</p> <hr/> <p>隣接ほ場 なし あり</p> <p>隣接ほ場からの農薬飛散の可能性（隣接ほ場がある場合）</p> <p>なし</p> <p>あり：飛散防止対策</p> <hr/>

別紙調査様式 1

調査時の技術利用状況	土づくり
	化学合成農薬削減の技術 農産物名 _____ 技 術 _____
	化学肥料削減の技術 農産物名 _____ 技 術 _____
調査時の飛散防止対策実施状況	ほ場 _____ 農産物名 _____ 飛散防止対策 ① 物理的遮蔽 : 遮蔽資材 ② 緩衝地帯設置 : 隣接作物からの距離 m ③ その他 : 内 容
指摘事項等	

確認年月日 平成 年 月 日

確 認 者 所 属 _____ 氏 名 _____

所 属 _____ 氏 名 _____

平成 年
 【*印は必ず記入すること】

東京都エコ農産物生産履歴

*生産者氏名 _____

*認証区分 東京エコ25 東京エコ50 東京エコ100

*農産物名 _____ 品種名 _____

*生産ほ場 _____

* 露地 施設

* 栽培面積 _____ a

作業記録

* 月 日	耕種作業	防 除				対 象 病 害 虫	施 肥		
		* 農 薬 名	*希釈倍率 倍	*使用量 kg	*散布液量 ℓ		* 肥 料 名	*施肥量 kg	*窒素施肥量 kg/10a
合 計		合計使用回数 回							

別紙調査様式2

* 月 日	耕種作業	防 除				施 肥				
		* 農 薬 名	*希釈倍率 倍	*使用量 kg	*散布液量 ℓ	対 象 病 害 虫	* 肥 料 名	*施肥量 kg	*窒素施肥量 kg/10a	*うち化学肥料分 kg/10a
合 計		合計使用回数	回							

注：作業記録は、必要事項を全て記入しているJA東京グループ「栽培くん」の帳票でも代用できます。

販売出荷記録

* 月 日	* 出 荷 先	*出荷量 kg	うち認証マークを 使用した出荷量 kg	* 月 日	* 出 荷 先	*出荷量 kg	うち認証マークを 使用した出荷量 kg
合 計				合 計			

作業記録

* 月 日	耕種作業	防 除				施 肥			
		* 農 薬 名	*希釈倍率 倍	*使用量 kg	*散布液量 ℓ	対 象 病 害 虫	* 肥 料 名	*施肥量 kg	*窒素施肥量 kg/10a
合 計		合計使用回数	回						

販売出荷記録

* 月 日	* 出 荷 先	*出荷量 kg	うち認証マークを 使用した出荷量 kg	* 月 日	* 出 荷 先	*出荷量 kg	うち認証マークを 使用した出荷量 kg
合 計				合 計			

平成 年 東京都エコ農産物認証栽培状況確認書

生産者名						
技術 利用 状況	農産物名	土づくりの技術	化学合成農薬削減の技術	化学肥料削減の技術		
	※ 次の技術番号を確認して、該当する番号を上欄に記入する					
		土づくりの技術	化学合成農薬削減の技術		化学肥料削減の技術	
	①たい肥等有機質資材施用技術 ②緑肥作物利用技術 ③その他の技術	①温湯種子消毒技術 ②機械除草技術 ③除草用動物利用技術 ④生物農薬利用技術 ⑤対抗植物利用技術	⑥抵抗性品種栽培・台木利用技術 ⑦土壌還元消毒技術 ⑧熟利用土壌消毒技術 ⑨光利用技術	⑩被覆栽培技術 ⑪フェロモン剤利用技術 ⑫マルチ栽培技術 ⑬その他の技術	①局所施肥技術 ②肥効調節型肥料施用技術 ③有機質肥料施用技術 ④その他の技術	
飛散 防止	【適正】 飛散防止対策の内容 ①物理的遮蔽 : 遮蔽資材 ②緩衝地帯設置 : 隣接作物からの距離 m ③その他 : 内容					
	【不適正】 ほ場 農産物名 指導内容 :					
生産 履 歴	【適正】 ・ 【不適正】 指導内容 :					
マ ー ク 使 用	【適正】 ・ 【不適正】 指導内容 :					
その他 指導事項 :						

注：不適正な場合は、ほ場住所と指導内容を記載すること。

確認年月日 平成 年 月 日

確認者 所属 氏名

所属 氏名

平成 年 東京都エコ農産物茶乾燥調整状況確認書

生産者	氏名			
	住所			
製茶工場名			住所	

確 認 事 項	記 録 簿	記録簿の整備（有・無） 記載内容（適・不適） 指摘事項：
	乾燥調整施設	東京都エコ農産物茶以外との区分： 乾燥調整施設以外の設備の状況：
	そ の 他	
	確認結果に基づく指導内容	

確認年月日 平成 年 月 日

確認者 所属 _____ 氏名 _____

所属 _____ 氏名 _____

農薬指導に関する経過と対策について

- 1 生産者
 J A
 住 所
 氏 名
- 2 品 目
- 3 圃場地番
- 4 試料採取日
- 5 栽培概要
 (1) は種又は定植

 (2) 収穫月日

 (3) 農薬の使用状況
- 6 当該圃場で収穫された農産物の出荷先及び販売数量について
- 7 事実経過及び原因について
- 8 今後の対策について
- 9 その他
- 10 添付資料